

## 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(12月分)

### (1)問い合わせ件数

平成17年12月1日～平成17年12月28日

58 件

\*うちBSE関係 32 件

### (2)内訳

食品安全委員会関係	18 件
食品の安全性関係	31 件
食品一般関係	8 件
その他	1 件

### (3)問い合わせの多い質問等

#### 【食品安全委員会関係】

Q. 現在、「緊急時対応要綱」について審議されていますが、具体的にどのようなことを想定しているのですか。

A. 緊急時対応専門調査会では、重大な食品事故等における対応のあり方等に関する事項について調査審議しております。

これまで、食品の摂取を通じた人の健康にかかる重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急事態の発生に備え、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」等について審議してきたところであり、引き続き、食中毒以外の事案における対応方針について審議を行っているところです。

#### 【食品の安全性関係】

Q. 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価審議結果案についての意見・情報の募集に寄せられた意見等の件数や概要について教えてください。

A. 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価審議結果案についてのご意見・情報の募集は、平成17年11月2日～平成17年11月29日に実施され、約8,800通のご意見をいただきました。

寄せられたご意見・情報の概要及びそれに対する回答につきましては、ホームページ

( [http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/iken-kekka/kekka-bse\\_usacanadian171208.pdf](http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/iken-kekka/kekka-bse_usacanadian171208.pdf) ) に掲載しておりますのでご覧ください。

Q. 米国・カナダ産牛肉等に関するリスク評価の前提条件は輸出プログラムの確実な遵守だと思いますが、今後、委員会はどのように関わっていくのでしょうか。

A. 食品安全委員会では、米国・カナダ産牛肉等に関するリスク評価において、輸出プログラムが遵守されていれば、米国・カナダ産牛肉等と国産牛肉等のリスクの差は非常に小さいとしたところです。このため、米国・カナダ産牛肉等の輸入に当たっては、評価の前提となった輸出プログラムの遵守の確保が重要であると認識しております。

輸出プログラムの遵守の確保については、リスク管理機関の責任において適切に対応されるものと考えておりますが、食品安全委員会としても、リスク管理機関に対し、遵守状況の検証結果についての報告を求めていくことにより、食品の安全性の確保を図っていくこととしております。